

## 平成 27 年度 建築設計業務委託契約書及び工事監理業務契約書の一部改正について

この度、建築士法の一部を改正する法律が平成 27 年 6 月 25 日に施行され、建築設計業務又は建築に係る工事監理業務の契約に際して、建築士の指名等を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない事項が追加されることに伴い改正します。

### 記

#### 1 改定内容

##### (1) 建築設計業務委託契約書

「6 調停人」の次に「7 建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項 別紙のとおり」の一項を、第 52 条の次に別紙を加える。

##### (2) 工事監理業務委託契約書

「6 調停人」の次に「7 建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項 別紙のとおり」の一項を、第 47 条の次に別紙を加える。

#### 2 適用年月日

平成 27 年 6 月 30 日以降に締結する契約に適用する。

#### 3 留意事項

改定後の契約約款は、佐久市ホームページ（「まちづくり産業」→「入札・契約関係様式」）に掲載しました。平成 27 年 6 月 30 日以降に契約書を作成する場合は、必ず改定後の契約約款を使用してください。

別紙記載事項に関しては、裏面の記載例を参考にしてください。（同ホームページの「契約書作成の手引き」にも掲載しております。）

佐久市 企画部 契約課 契約係  
TEL : 0267-62-3084 (直通)  
FAX : 0267-62-2321 (直通)

建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項

対象となる建築物の概要	〇〇〇仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	〇〇〇仕様書のとおり
作成する設計図書の種類	〇〇〇仕様書のとおり

仕様書の記載内容を具体的に記載してもかまいません。

※ 建築設計業務の場合

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	〇〇〇仕様書のとおり
-------------------------------------	------------

※ 建築工事監理業務の場合

設計に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】: ( ) 建築士	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】: ( ) 建築士	【登録番号】:
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	
【氏名】:	
【資格】: ( ) 設備士	【登録番号】:
( ) 建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分 (一級、二級、木造)	( ) 建築士事務所
開設者氏名	(建築士事務所の開設者が法人の場合は開設者(法人)の名称及び代表者氏名)